

令和元年10月から分担金が変わります。

令和元年10月1日に消費税が10%に引き上げられることに伴い、水道料金と同様に
分担金についても消費税率引き上げ相当分の改定をさせていただくことになりました。

改定の詳細については、下表のとおりです。

メーター 口径	分担金 円	現行税率8% 円	合計 円	改定税率10% 円	合計 円
13	50,000	4,000	54,000	5,000	55,000
20	100,000	8,000	108,000	10,000	110,000
25	180,000	14,400	194,400	18,000	198,000
30	300,000	24,000	324,000	30,000	330,000
40	600,000	48,000	648,000	60,000	660,000
50	1,000,000	80,000	1,080,000	100,000	1,100,000
75	2,500,000	200,000	2,700,000	250,000	2,750,000
100	別途協議			別途協議	

- 改定後の分担金（消費税及び地方消費税の税率10%）は、令和元年10月1日以降に申請を受理した給水装置工事に適用されます。
- 設計審査及び工事検査手数料は、現行通りです。